

# トライアングル

2007.3

特集

「止めよう温暖化! ~ひょうごから あなたから ~  
ひょうごCO<sub>2</sub>削減推進事業」

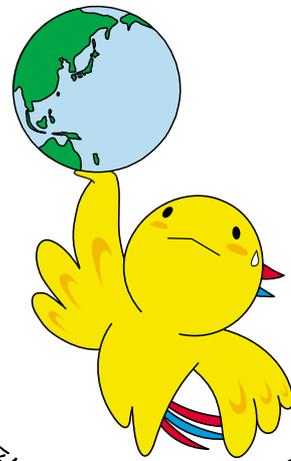
回収量報告

平成17年度の業務用冷凍空調機器からのフロン類の  
回収量等の集計結果について

お知らせ

第一種・第二種フロン類回収業者の皆さまへ  
フロン回収・破壊法が改正されました  
めざせ100万人 瀬戸内海再生大署名活動

# 止めよう温暖化！ ～ひょうごから あなたから～ ひょうごCO<sub>2</sub>削減推進事業について



止めよう温暖化！～ひょうごからあなたから～

兵庫県健康生活部環境管理局大気課

## 1 事業目的

最近、「不都合な真実」という映画が上映され注目を浴びました。アメリカの元副大統領アル・ゴア氏が地球の瀕死の症例を紹介しながら、今、人類が取るべき方法を示すものです。人類の文明はエネルギーを消費し発展し続けてきましたが、反面それは地球環境を汚染する歴史でもありました。

45年後には世界人口が90億人に達すると予測されている今日、地球温暖化による危険信号が世界中で灯っています。北極の氷はこの40年間に40%縮小、今後50～70年で北極は消滅し、水位は6m上昇する。この四半世紀の間に発生した鳥インフルエンザやSARSといった奇病、猛威を振るったハリケーン・カトリナも、偶然起きたのではなく地球温暖化の影響であるとしています。

また、期を同じくして、先ごろ気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第四次評価報告書の第一作業部会報告書（自然科学的根拠）が公表されましたが、気候システムに温暖化が起きていると断定するとともに、人為起源の温暖化ガスの増加が温暖化の原因とほぼ断定しています。

## 2 事業目的

本県においては、平成22年度までに温暖化ガスの排出量を平成2年度比6%削減することを目標として、平成

12年7月に「新兵庫県地球温暖化防止推進計画（以下「計画」という。）」を策定、昨年7月には計画を見直し、種々の取り組みを進めています。地球の温暖化が進むことは、私たちの生活にも被害が及ぶだけでなく、子や孫たちに大きな負の遺産となります。

現在兵庫県における温暖化ガスの排出量は、基準年度である平成2年度（73,033kt-CO<sub>2</sub>）に比べて平成15年度（73,228kt-CO<sub>2</sub>）と0.3%増加しており、温暖化防止対策が現状で推移した場合、平成22年度には、3.1%の増と見込まれています。

つまり兵庫県においては、当初の目標である6.0%に3.1%を加えた9.1%の削減が必要となってくることとなります。ただしこのうちの5.5%については、植物による吸収分である森林吸収と「排出権取引」、「共同実施」、「クリーン開発メカニズム」の3制度である京都メカニズムによる全国レベルでの実施・評価する観点から9.1%から差し引くこととなり、差し引いた3.6%が平成22年度までに対応しなければならぬ温暖化ガスの削減率となります。

そこで本県では、計画に掲げる目標の達成をより確実にするため、温暖化ガスの排出量に占める割合の大きい産業部門、排出量の増加率の大きい民生家庭部門の取組を重点的に進めます。

そのため、平成19年度から3力年「止めよう温暖化！～ひょうごからあなたから～」をキャッチフレーズに、

県民、事業者、行政が一体となって大キャンペーンを展開します。

## 3 事業内容

### (1) 産業部門での取組の推進

排出抑制目標の更なる強化  
県の温暖化ガス排出量は、産業部門が全体の約7割を占めていることから、目標達成を確実なものにするため、産業部門における更なる対策の強化を行います。

#### (ア) 大規模事業者に対する指導

大規模事業者に対し、環境の保全と創造に関する条例（以下「条例」という。）に基づく温暖化ガス排出抑制計画について更なる削減を指導します。

#### (イ) 対象事業所の拡大

条例対象外の事業所に対して、指導要綱により温暖化ガス排出抑制計画の策定を求め、産業部門のより一層の排出削減を図ります。

#### イ 先導的な取組の公表

事業者が行った温暖化ガス排出抑制の先導的な取組について、県がホームページや広報媒体を活用して公表し、事業者の自主的な取組を促します。

CO<sub>2</sub>削減キャンペーンへの取組  
CO<sub>2</sub>削減キャンペーンへの積極的な参加の呼びかけを行い、キャンペーン期間中のエコオフィス運動などの自主的な取組状況について報告を求め、公表します。

### (2) 民生（家庭）部門での取組の推進

## 部門別温暖化ガス削減量

部門	対策	削減量 (kt-CO <sub>2</sub> )	割合 (%)
産業	条例による取組 (対象追加)	598	0.82
民生 (家庭)	省エネ機器の 導入促進	840	1.15
	省エネ住宅の 導入促進	327	0.45
民生 (家庭)	条例による取組 (対象追加)	13	0.02
	省エネ機器の 導入促進	142	0.19
運輸	条例による取組 (新規)	51	0.07
	低公害車等の 普及拡大	354	0.48
	貨物輸送の 効率化の推進	192	0.26
グリーン エネルギー	グリーンエネルギー 10倍増作戦	78	0.11
フロン 等3ガス	代替フロン類の 回収・破壊促進	178	0.24
合計		2,773	3.80

ア 省エネ家電の普及に向けた家電量販店等との連携(協定の締結など) 兵庫県電機商業組合や家電量販店と連携し、省エネ家電の普及を推進します。

イ 省エネ家電フェア等の開催等を通じた啓発

(ア) 環境にやさしい買物運動との連携

環境にやさしい買物運動推進委員会と連携し、省エネ基準達成率の高い家電製品等を選ぶ運動を進めます。

(イ) 省エネ家電フェアの開催

県下10地域で省エネ家電フェアを開催し、広く県民に省エネ家電のメリットや地球温暖化防止の必要性を啓発します。

(ウ) 地球温暖化防止活動推進員・

協力員による省エネ行動の普及

地球温暖化防止活動推進員・協力員による 冷暖房温度の適正化

電源オフによる待機電力カット 省エネ機器への買換など省エネ行動の普及啓発を行うことにより温暖化ガスの削減を図ります。

(エ) 広報媒体を活用した啓発

省エネ機器の省エネ効果や省エネ行動の成果について、「県民だよりひょうご」などあらゆる広報媒体を利用して啓発を行います。

ウ レジ袋削減に向けた全県的な取組

容器包装リサイクル法の改正を受け、容器包装類の発生を抑制するため、事業者(スーパー等)、消費者団体、行政が連携し、マイバッグ運

動とあわせて、レジ袋の有料化など

レジ袋削減を全県的に推進します。

スーパー等で徴収するレジ袋代の一部を県全体で積み立て、地球温暖化防止活動やリサイクル推進の活動支援を行う基金創設を検討します。

### (3) グリーンエネルギーの導入促進

ア BDFの導入促進

BDF(バイオディーゼル燃料)について検討会を設置し、廃食用油を回収し精製して製造するBDFの県内での利用促進を図ります。

イ 潮流発電等未利用エネルギー利用の検討

グリーンエネルギーの導入を促進するため、検討会を設置し、潮流発電等未利用エネルギーの利用方策について検討を行います。

ウ 風況調査の実施

グリーンエネルギー10倍増作戦として位置付けている風力発電設備の積極的な導入に向けて、兵庫県域の風況調査を実施します。

(4) 太陽光発電フェアの開催

太陽光発電設備の見本展示などを行う太陽光発電フェアを開催し、県民、事業者の太陽光発電に対する理解を深めるとともに、住宅用太陽光発電設備のより一層の普及を図ります。

## 4 わたしたち

本県が目標としている3.8%削減のうち、フロン等3ガスと呼ばれるHFC(ハイドロフルオロカーボン)、PFC(パーフルオロカーボン)、S

F6(六フッ化硫黄)のうちPFCとSF6については、年々減少傾向にあるものの、HFCにあつては、モントリオール議定書に基づき生産・消費の削減が進められているオゾン層破壊物質(CFC、HCFC)からの代替が進むことにより、排出量が増加する傾向となっています。

全体から見るとHFC自体の排出量はごくわずかなものの温暖化係数が大きいことから一層の対策が必要となります。しかしHFCはオゾン層保護の観点から代替先としては不可欠であり、今後HFCの増加を、温暖化防止の観点からいかに抑制するかが課題となります。

そのため、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(自動車リサイクル法)や特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(フロン回収・破壊法)等の法律を適切に運用することや、条例による温室効果ガス排出抑制計画の策定・措置結果報告による事業所指導を行い、また本年10月1日から施行される改正フロン回収・破壊法の周知徹底を図り、兵庫県フロン回収・処理推進協議会等による普及啓発などによって業務用冷凍空調機器からの回収率の向上やノンフロン製品などの代替製品の利用促進などにより、温暖化防止とオゾン層保護の両方が確保されるようにその増加を抑制し、削減を進めることとします。

# 止めよう温暖化！ ～ひょうごから あなたから～

(ひょうごCO<sub>2</sub>削減推進事業)

## 現状・課題

「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」に定める目標（2010年度における温暖化ガス総排出量を1990年度比6%削減）達成を確実なものにするため、さらなる対策が必要

### 産業

- ・全体排出量の65%
- ・H2 → H22 8%減

事業者の自主的取組の強化が必要

### 民生業務

- ・全体排出量の4%
- ・H2 → H22 64.3%増

### 民生家庭

- ・全体排出量の10%
  - ・H2 → H22 49.2%増
- 排出量の増加率が高い  
県民の自主的取組が必要  
省エネ家電普及の取組が必要

### 運輸

- ・全体排出量の12%
  - ・H2 → H22 14.2%増
- 着実な対策の推進が必要

### グリーンエネルギー

- ・普及への支援が必要

フロン類  
規制の強化が必要



## 分野別の対策と取組

### 総合的推進

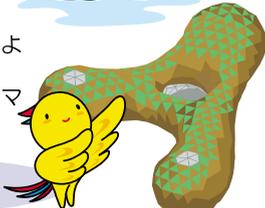
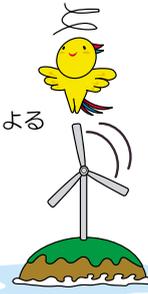
- ①県民・事業者・行政が一体となった一大キャンペーンの展開
  - ・(新)ひょうごCO<sub>2</sub>削減推進事業 (キャッチフレーズの普及：ステッカーの配布)
  - ・兵庫県地球温暖化防止活動推進センターによる普及啓発
- ②新兵庫県地球温暖化防止推進計画(H18.7改定)の進行管理
  - ・温暖化ガス排出量推計調査
  - ・環境適合型社会形成推進会議

### 産業・民生業務

- ①条例に基づく削減対策
  - ・排出抑制計画・措置結果報告に基づく事業者の指導
  - ・CO<sub>2</sub>削減キャンペーンへの自主的参加(ステッカーの配布)
- ②指導要綱に基づく削減対策
  - ・条例対象以外の事業所に対する温暖化ガス排出抑制の指導
- ③中小企業の取組支援
  - ・新エネ・省エネ設備導入資金の融資
  - ・環境マネジメントシステム(EA21)の普及
- ④建築物の省エネ化
  - ・住宅・建築物総合環境評価指標の導入
- ⑤県の率先行動
  - ・環境率先行動計画ステップ3の推進

### グリーンエネルギー

- ①導入支援
  - ・住宅用太陽光発電資金補助による導入支援
  - ・BDFの導入促進
- ②普及啓発
  - ・(新)太陽光発電普及啓発事業
  - ・太陽光発電フェアの開催
- ③モデル的導入
  - ・グリーンエネルギー基金による県民発電施設設置
  - ・遊休農地を活用したバイオマスエネルギー利用検討



### 森林吸収

- ①森林整備
  - ・里山林整備、人工林の間伐の推進
- ②都市緑化
  - ・六甲山系グリーンベルト事業の推進・都市公園整備、緑地保全・建築物緑化・建築物敷地緑化の推進



止めよう温暖化！ ～ひょうごから あなたから～

### エコハウスの整備

- ①環境学習・普及啓発
- ②エコハウスの開設
- ③管理運営
- ④環境学習事業

### 民生家庭

- ①省エネ機器の普及
  - ・環境にやさしい買物運動における取組
  - ・地球温暖化防止活動推進員・協力員による普及活動
  - ・省エネ家電普及に向けた量販店等との連携
  - ・省エネ家電普及協力店に対する研修(ひょうご環境創造協会)
  - ・県民への直接の啓発(省エネ家電フェア、エコシートの配布等)
- ②省エネ住宅の普及
  - ・条例による指導・住宅・建築物総合環境評価指標の導入
  - ・省エネ住宅フェアの開催(ひょうご環境創造協会)
- ③省エネ行動の普及
  - ・推進員等によるエコ検定ノートの配布等による普及活動
  - ・レジ袋の有料化などレジ袋削減の全県的推進
  - ・レジ袋基金創設に向けた検討
  - ・ラジオ番組を活用した温暖化防止キャンペーン(ひょうご環境創造協会)
  - ・環境家計簿によるエコチェック実践活動の普及(ひょうご環境創造協会)
  - ・一村一品・知恵の環づくり(ひょうご環境創造協会)



### 運輸

- ①条例に基づく削減対策
  - ・排出抑制計画・措置結果報告に基づく事業者の指導
- ②エコドライブの啓発
  - ・県民・運輸事業者への普及啓発(エコドライブ、アイドリングストップ)
- ③低公害車の普及
  - ・低公害車導入補助・公用車への低公害車導入
  - ・低公害車の普及啓発(低公害車フェア)
- ④交通流対策
  - ・交通情報提供システムによる渋滞解消
  - ・交通信号機の高度化(集中制御、系統化、感応化)
  - ・渋滞交差点解消プログラムの推進



### フロン類

- ①法に基づく削減対策
- ・フロン回収破壊法等に基づく事業者の指導



# フロン回収破壊法に基づく 平成17年度の業務用冷凍空調機器からの フロン類の破壊量の集計結果について

環境省より平成17年度の第一種特定製品にかかるフロン類の回収量の集計結果について、18年11月24日に報道発表がありました。17年度に第一種特定製品から回収されたフロン類の量は約2,298トンで16年度と比較して約9.3%増となっています。

## はじめに

「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(以下「フロン回収・破壊法」)に基づき、第二種特定製品(業務用冷凍空調機器・ビル空調、食品のショーケースや大型冷凍・冷蔵庫、冷凍倉庫等)など機器の廃棄時における冷媒フロン類の回収が義務付けられています。

第一種フロン類回収業者(廃棄される業務用冷凍空調機器から冷媒フロン類を回収するため都道府県知事に登録している業者)は毎年度、前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事に報告し、都道府県知事はその報告に係る事項を主務大臣(環境大臣及び経済産業大臣)に通知しなければなりません。

さらに、主務大臣はこの通知に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表することとされています。

## 回収量等の集計結果

フロン回収・破壊法に基づく第一種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の平成17年度分の集計結果は表1のとおりで、前年度と比較した結果、台数は4.9%減ながら、回収量は9.3%増と若干の改善が見られています。また、ガス別の回収状況は表2のとおりで、引き続きHCFCが回収の大半を占めており、CFCは減少している

表1 第一種フロン類回収業者の回収量等の報告の17年度集計結果(16年度比較)

	CFC	HCFC	HFC	合計	合計	合計	合計
回収した第一種特定製品の台数(台)	138,927	638,013	127,749	904,689	951,005	-46,316	-4.90%
回収した量(kg)	291,541	1,823,362	182,868	2,297,771	2,102,454	195,316	9.30%
16年度当初の保管量(kg)	29,895	118,819	11,553	160,267	148,148	12,119	8.20%
破壊業者に引き渡された量(kg)	211,755	1,517,672	136,260	1,865,687	1,713,891	151,795	8.90%
再利用等された量(kg)	82,257	309,855	42,346	434,458	370,722	63,736	17.20%
16年度末の保管量(kg)	27,422	114,653	15,815	157,890	165,984	-8,093	-4.90%

小数点未満を四捨五入したため、表中の数値の和は必ずしも合計欄の値に一致しない。

表2 ガス別の台数及び回収量の前年度比較

	CFC		HCFC		HFC	
	台数	回収量	台数	回収量	台数	回収量
平成17年度	138,927	291,541	638,013	1,823,362	127,749	182,868
平成16年度	174,551	297,567	688,846	1,665,282	87,608	139,605
増減	-35,624	-6,026	-50,833	158,079	40,141	43,263

フロン類の回収量は前年度から増加しているものの、フロン類回収率は低調であると推定できる。このような状況を踏まえ、フロン類回収の徹底に向けて層の取組が必要であり、また10月1日から施行される改正法によるフロン類の回収・破壊が一層徹底されるよう取組を推進していくこととしている。

フロン回収・破壊法で業務用冷凍空調機器については平成14年4月から施行。

## 第一種・第二種フロン類 回収業者の皆さまへ

「フロン回収・破壊法」に基づく平成18年4月1日～平成19年3月31日の間のフロン類回収量等について、ご報告ください。

**第一種フロン類回収業者（すべての方）**  
期日 5月15日（火）締切

**第二種フロン類回収業者（自動車フロン券がついたフロンを平成18年3月31日時点で保管されていた方のみ）**  
期日 6月29日（金）締切

**その他**  
報告書類は兵庫県ホームページからも

管轄区域別受付県民局名(住所/電話番号)		
神戸市		
0	神戸県民局 〒650-0004	環境課 TEL(078)361-8629 神戸市中央区中山手通6-1-1
尼崎市、西宮市、芦屋市		
1	阪神南県民局 〒660-8588	環境課 TEL(06)6481-7641 尼崎市東難波町5-21-8
伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町		
3	阪神北県民局 〒665-8567	環境課 TEL(0797)83-3101 宝塚市旭町2-4-15
明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町		
4	東播磨県民局 〒675-8566	環境課 TEL(0794)21-1101 加古川市加古川町寺家町天神木97-1
西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町		
5	北播磨県民局 〒673-1431	環境課 TEL(0795)42-5111 加東市社字西柿1075-2
姫路市、神河町、市川町、福崎町		
2	中播磨県民局 〒670-0947	環境課 TEL(0792)81-3001 姫路市北条1-98
相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町		
6	西播磨県民局 〒678-1205	環境課 TEL(0791)58-2100 赤穂郡上郡町光都2-25
豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町		
7	但馬県民局 〒668-0025	環境課 TEL(0796)23-1001 豊岡市幸町7-11
篠山市、丹波市		
8	丹波県民局 〒669-3309	環境課 TEL(0795)72-0500 丹波市柏原町柏原688
洲本市、南あわじ市、淡路市		
9	淡路県民局 〒656-0021	環境課 TEL(0799)22-3541 洲本市塩屋2-4-5

### 提出先

登録番号(28で始まる9桁の番号)の5桁目が管轄県民局の番号です。  
例: 281010001

5桁目が「1」であるため左図県民局名より阪神南県民局となります。

### (問い合わせ先)

兵庫県健康生活部大気課  
Tel. 078(341)7711 (内線99)  
E-mail: Taikika@pref.hyogo.jp

フロン回収・破壊法が改正されました。

オゾン層の破壊、地球温暖化を防ぎましょう

飲食店の冷蔵庫や事務所のエアコンなどの業務用冷凍空調機器には、大量のフロン類が使われており、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因となるため、機器の廃棄時等にはフロン回収・破壊法に基づき、知事の登録を受けた業者への回収委託が必要です。

18年6月にフロン回収・破壊法が改正され、関係者の役割やフロン回収の手続きが明確になりましたので御協力をお願い致します。

主な内容は以下のとおりで、施行は本年10月1日です。

ユーザーなどの機器の廃棄者や建築物の解体業者、金属くずリサイクル業者などでフロン類の回収の委託を受けた者業務用冷凍空調機器の廃棄等を行ううとする場合は、フロン類の引渡しを他の者に委託する場合には、その業務を委託する者に、委託確認書を交付しなければなりません。また、その受託者は委託確認書をフロン類回収業者に渡さなければなりません。

フロン類回収業者は、フロン類を引き取ったときは、引取証明書を交付しなければなりません。

また、業務用冷凍空調機器を廃棄する場合に加え、部品等のリサイクルを目的

的としてリサイクル業者等に譲渡する場合についても、フロン類回収業者によるフロンの回収が義務化されました。

### 機器の整備業者

機器の整備時にフロン類の回収作業を行う場合にも知事の登録が必要になります。(又は、回収作業を知事の登録を受けたフロン回収業者に委託が必要)

建物解体工事を直接請け負おうとする元請業者

解体しようとする建物に、フロン類を含む業務用冷凍空調機器が設置されていないかどうかを確認し、その結果を、工事を発注しようとする者に書面(事前確認書)で説明しなければなりません。なお、業務用冷凍空調機器からみだりにフロン類を放出すると、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金が科せられます。

兵庫県では、改正フロン回収・破壊法について、県内において説明会等を開催する予定にしております。詳細な内容は決まり次第ご案内する予定です。

説明会ご出席をはじめ、オゾン層保護並びに地球温暖化防止のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

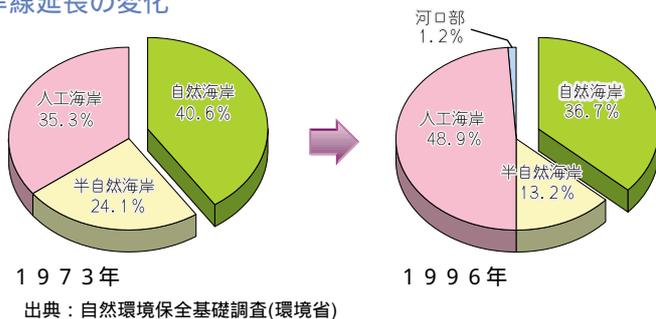
# めざせ100万人！ 瀬戸内海再生大署名活動の展開について

～豊かで美しい瀬戸内海をめざして～

## 瀬戸内海の現状を知っていますか。

高度経済成長期の昭和40年代後半には、まさに瀕死の海という状態であった瀬戸内海的环境保全について、昭和48年の「瀬戸内海環境保全臨時措置法」の制定以来、工場、事業場の汚濁負荷削減策やリンの削減指導等、多くの環境保全施策に取り組んできました。その結果、一定の改善はみられたものの、自然海岸等の減少、水生生物の生育場である藻場・干潟等の浅場の減少、底質の悪化等により生態系は大きな影響を受け、水質についても近年横ばいの状況となっています。また、リンの色落ちなどによる漁獲量の減少等、漁場環境の悪化が懸念され、その回復が喫緊の課題となっています。

海岸線延長の変化



干潟面積の推移



## どのような趣旨で署名活動を行っていますか。

瀬戸内海の生物多様性の確保と水産資源の回復を図る「豊かな海」と、住民に自然とふれあう機会を提供する「美しい海」を取り戻すため、海の保全・再生、水産資源の回復、美しい自然の再生、自然と親しむ機会の提供等の施策を総合的、計画的に推進するための法整備の実現を目指し、瀬戸内海再生大署名活動を行っています。6月の環境保全月間までに100万人の署名を目指しています。

## どのようにして署名すればいいのですか。

署名は、個人(年齢、居住地を問わない)を対象に6月まで集めています。この活動にご理解いただき、皆様も是非署名にご協力をお願いします。

署名は「瀬戸内海の再生に向けた法整備に関する要望書」(署名用紙)に住所、氏名を記載の上、下記まで郵送又はFAXによりお送りください。

なお、署名用紙は、兵庫県ホームページ〔ホーム(<http://web.pref.hyogo.jp>)>暮らし・環境>環境>水・土壌環境>めざせ100万人!〕からダウンロードできるほか、下記連絡先に電話でご請求いただければ、郵送やメールにより送付します。

また、(社)瀬戸内海環境保全協会ホームページ(<http://www.seto.or.jp/setokyo/>)から、インターネット署名をすることもできます。

瀬戸内海環境保全知事・市長会議事務局  
(兵庫県健康生活部環境管理局水質課)  
TEL.078(341)7711 内線3381  
FAX.078(382)1580

# ひょうごの自然



兵庫県最南端にある南あわじ市。標高 608m の諭鶴羽山から海へと続く 45 度の急斜面一帯に咲き乱れている水仙。ここ灘黒岩水仙郷では、その美しい光景を見ることができます。今から 180 年ほど前に海岸に漂着した球根を住民たちが植えたのが最初と言われ、現在では、約 7 ヘクタールにわたって 500 万本もの水仙が咲き誇っています。

水仙の日本三大群生地として知られる淡路には、ここ灘黒岩水仙郷以外にも立川水仙郷があります。例年の水仙の見頃は 1 月上旬から 2 月上旬頃と時期



は短いですが、一生懸命咲いているその姿を一度見ていただきたいと思います。

【水仙】*Narcissus tazetta* var. *chinensis*

ヒガンバナ科スイセン属で、地中海沿岸地方原産の多年草。学名の *Narcissus* はギリシャ神話にでてくる美少年の名前にちなんでいる。

## 情報等をお待ちしています

トライアングルの内容を充実させるためにも会員一人一人の力が必要です。また会員相互の情報交換の場や自己PRの場として活用してみませんか？

### 募集事項

#### 1. 表紙写真

美しい地球を守るため自然の美しさを伝える写真にタイトルや撮影場所のメモを添えて事務局までお送り下さい。

#### 2. 会員の紹介

オゾン層保護に取り組む事例の紹介やフロン回収、破壊技術の紹介をさせていただきます。

#### 3. 企業広告

A4 判の 1/4 サイズに会員事業者等の広告を掲載します。

#### 4. その他

記事として記載して欲しい内容や人物等についても何でも結構ですので情報提供お待ちしております。

## 会員募集中

### ともに考えてみませんか

オゾン層の破壊、地球温暖化の原因であるフロンは、家庭用冷蔵庫を始め、カーエアコン、業務用冷凍機器、自動販売機等広く使われています。

今後こうした機器の廃棄の際、フロンの大気への放出を防止するよう努め、オゾン層保護のためフロン回収・処理への理解と協力を求めていきます。これら活動に賛同していただき、様々な事業を支えて頂ける会員を募集しています。

### 入会されますと

- ・ 広報誌「トライアングル」をお届けいたします。
- ・ 研修会、講習会等の開催を案内させていただきます。
- ・ 協議会ホームページにおいて「お近くの業者検索」としてフロン回収業者を検索出来るよう登録させていただきます。

### 年会費は

事業者会員	1万円
団体会員	2万円
市町会員	2万円

兵庫県および大気汚染防止法に基づく政令市は3万円～10万円

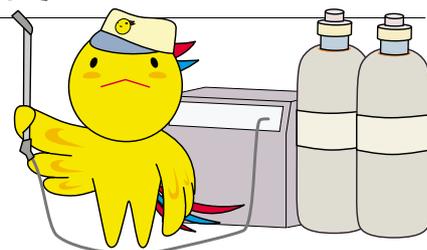
トライアングル (2007.3) 第40号

～ 県民・事業者・行政が一体となって～



みんなで止めよう温暖化

チーム・マイナス6%



発行：兵庫県フロン回収処理・推進協議会

Hyogo Association for Recycling and Destruction Of CFC's (HARDOC)

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 (兵庫県庁大気課内)

TEL . 078-362-3284 / FAX . 078-362-3966

URL. <http://www.hardoc.org>



環境に優しい  
「大豆油インキ」  
(本文使用)



古紙配合率100%再生紙を  
使用しています。